

(参考資料2)

地域の青少年指導者(平成26年度)

| 名称 | 活動内容 | 人数 | 委嘱者又は所管機関 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------|
| 青少年指導員 | 地域社会で青少年の健全な育成活動を積極的に推進するために、地域の自治組織、青少年関係団体、青少年指導者などと連絡をとりながら、地域ぐるみで青少年を育成する実践的な活動を進めていく推進役として活動しています。 | 5,237 (H26.6末現在) | 市町村等 (市町村青少年主管課) 知事(青少年課) |
| 民生委員・児童委員 | 小・中学校、児童相談所、保健所、保育所、子ども会などの関係機関・団体と連携して、子どもが育ちやすい環境づくりや、いじめ、不登校、虐待等に関する相談、支援活動を行っています。 | 11,721 (H26.4.1現在) | 厚生労働大臣 (地域福祉課・子ども家庭課) |
| 保護司 | 保護観察対象者に対して生活上の助言や就労の援助等を行い、再犯や再非行をなくし、その立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪予防のために活動しています。 | 1,779 (H27.3.1現在) | 法務大臣 (横浜保護観察所) |
| 企業内福祉推進者 | 事業所において勤労青少年等の福祉の増進を図るために必要な相談、助言及び指導等を行っています。 | 2,256 (H27.3現在) | 労政福祉課 |
| スポーツ推進委員 | 地域におけるスポーツの推進のための事業実施に係る連絡調整、並びに住民に対するスポーツの実技指導やスポーツに関する指導・助言を行っています。 | 4,780 (H26.11現在) | 市町村教育委員会等 (市町村スポーツ主管課) |
| 社会教育指導員 | 地域における青少年教育、女性教育、高齢者教育など社会教育の分野についての直接指導、学習相談、または社会教育関係団体の育成にあたっています。 | 77 (H26.4.1現在) | 市町村教育委員会 |
| 少年指導委員 | 風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業等を営む者その他関係者に対し、非行防止のための助言や協力要請を行うとともに、少年に有害な環境の浄化活動などを行っています。 | 384 (定数) | 県公安委員会 (警察本部少年育成課) |
| 少年補導員 | 街頭補導活動や啓発活動に従事し、少年の非行防止・健全育成に努めています。 | 1,514 (定数) | 各警察署長 (警察本部少年育成課) |
| 被害少年サポーター | 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年やその保護者に対し、適切な指導及び助言のほか、精神的なダメージの軽減等を図るため、継続的な立ち直り支援活動を行っています。 | 30 (H26.4現在) | 警察本部 生活安全部長 (警察本部少年育成課) |
| 大学生少年サポーター | 大学生が、非行問題や悩みを抱える少年に対して、学習支援や居場所づくり等の立ち直り支援を行ったり、非行防止教室や少年の規範意識醸成に係る街頭キャンペーン、その他少年の健全育成に資する活動を行っています。 | 16 (H26.4現在) | 警察本部 少年育成課長 |
| スクールサポーター | 警察・学校・地域を結ぶ連絡調整役として、各警察署(横浜水上署を除く)に配置され、学校訪問活動を中心に地域安全情報の収集及び提供、少年の非行防止活動など、子どもの安全確保のため幅広い活動を行っています。 | 55 (H26.4現在) | 警察本部長 (少年育成課) |